



X-QE 72-3

仙台市太白区 QE71-2	仙台市若林区 QE72-1	仙台市若林区 QE72-2
QE71-4	X-QE 72-3	QE72-4
QE81-2	名取市 QE82-1	QE82-2

凡例

用途地域	容積率	建ぺい率	外郭の線画 の幅員	建築物の 高さの制限
第一種低層住居専用地域	60	40	1.0m	10m
第一種中高層住居専用地域	200	60	-	-
第一種住居地域	200	60	-	-
第二種住居地域	200	60	-	-
準住居地域	200	60	-	-
近隣商業地域	300 200	80	-	-
商業地域	400 200	80	-	-
準工業地域	200	60	-	-
工業地域	200	60	-	-
工業専用地域	200	60	-	-
無指定	200	70	-	-

都市計画道路
 交通広場・駅前広場
 都市計画公園・緑地
 墓園
 高度利用地区
 土地区画整理事業
 地区計画
 トラックターミナル
 火葬場
 公共下水道排水区域

座標系の測地系は JGD2011 を指定する
 JGD2011 は平成 23 年 10 月 21 日時点の測量法施行令
 (昭和 24 年政令第 322 号) 第 2 条及び第 3 条を典拠とする
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある距離はキロメートル単位
 方眼は 0.5 キロメートル
 図面に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は 2 メートル

平成 22 年測量
 平成 28 年修正
 平成 31 年修正
 令和 6 年修正

1. 令和 5 年 4 月撮影空中写真
2. 令和 5 年 9 月現地調査

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院表の助言を受けて得たものである。」
(助言番号) 令 5 東公第 204 号

本図は世界測地系(JGD2011)による測量成果である。

計画機関名 名取市
 作業機関名 国際航業株式会社